重点促進区域の名称	産業用地としての特性	設定の理由

（３）地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項
①産業用地としての特性の活用

②地域経済牽引事業用地整備の計画的かつ確実な実施

③地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の確実な実施

８　将来工業出荷額の見通しを定める場合にあっては、その見通しに関する事項

（１）都市計画区域マスタープランの名称等

（２）都市計画区域マスタープランが対象とする都市計画区域

（地図）

（３）都市計画区域マスタープランの基準年次及び当該年次の工業出荷額

（４）都市計画区域マスタープランの目標年次及び当該年次の将来工業出荷額の目標値

（５）地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工業出荷額の見通し

（６）将来工業出荷額の見通しの設定に係る調整状況

（７）後継となる基本計画に関する事項

９　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用工場等の新増設を促進する場合にあっては、その促進に際し配慮すべき事項

（１）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進を図る必要性

（２）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって行う配慮の方針

（３）地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置
①
②

（４）市町村が講ずべき措置
①承認地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者の実施する措置が、当該事業の実施期間中に継続されていることの確認

②地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の対象となる工場立地特例対象区域や緑地面積率等規制の緩和の水準、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に求める当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のための措置の内容の公表

１０　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあっては、その供給に関する事項

（１）促進区域における、地域経済牽引事業用情報処理施設に安定的に工業用水の供給を行うことができる工業用水道事業の実施の状況及び今後の実施の見通し
①工業用水道事業者及び工業用水道事業の名称

②供給可能な工業用水の水量

③給水区域

（２）情報処理施設の今後の立地見通し及び立地の目標